

東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止等について

1 目的、概要

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、幼児教育・保育が無償化されることに伴い、東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を一部改正または廃止する。

2 改正箇所について

(1) 要綱の廃止（第1条）

- ① 東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年東広島市告示第250号）は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- ② 廃止前の令和元年新要綱の規定による交付の決定がされた補助金については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

(2) 一部改正（第2条）

① 改正内容

（目的）

補助金の対象となる施設について、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。

（補助金の額）

補助対象期間を平成31年4月から令和元年9月までの前期分とし、別表第1、第2に定められた補助金限度額（年額）を改正する。

あわせて、途中入退園の場合の算定方式を改め、また保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計が補助金限度額を下回る場合の算定方式を新たに定める。

- ② 令和元年度分の東広島市私立幼稚園就園奨励費補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1

階層					補助金限度額			
					保護者と生計を一にする子のうち最年長者である私立幼稚園に在園している者	保護者と生計を一にする子のうち次年長者である私立幼稚園に在園している者	保護者と生計を一にする子のうち最年長者及び次年長者以外の私立幼稚園に在園している者	
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯（以下「第I階層」という。）				154,000円	154,000円	154,000円	
II	当該年度分の市民税が課税されない世帯及び市民税の所得割が課税されない世帯（以下「第II階層」という。）				136,000円	154,000円	154,000円	
	第II階層に該当する世帯のうち、ひとり親世帯等				154,000円	154,000円	154,000円	
III	19歳未満の扶養親族の人数に応じ、当該年度分の市民税所得割課税額が基準額の欄に掲げる金額以下の世帯（以下「第III階層」という。）	19歳未満の扶養親族の数		基準額				
		16歳未満の扶養親族の数	16歳以上19歳未満の扶養親族の数	市民税所得割課税額				
		1人	1人	0人	55,800円	93,600円	—	—
			2人	1人	66,900円	—	123,500円	—
		2人	2人	0人	77,100円	93,600円	123,500円	—
			3人	1人	78,000円	—	—	154,000円
		3人	2人	1人	88,200円	—	123,500円	154,000円
			3人	0人	98,400円	93,600円	123,500円	154,000円
			4人	1人	89,100円	—	—	154,000円
		4人	2人	2人	99,300円	—	—	154,000円
			3人	1人	109,500円	—	123,500円	154,000円
			4人	0人	119,700円	93,600円	123,500円	154,000円
			5人	1人	100,200円	—	—	154,000円
		5人	2人	3人	110,400円	—	—	154,000円
			3人	2人	120,600円	—	—	154,000円
			4人	1人	130,800円	—	123,500円	154,000円
			5人	0人	141,000円	93,600円	123,500円	154,000円
			第III階層に該当する世帯のうち、ひとり親世帯等				136,000円	154,000円

別表第2

階層				補助金限度額				
				次のいずれかに該当する者	次のいずれかに該当する者	次のいずれかに該当する者		
小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有しない場合において、次のいずれかに該当する者				(1) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有しない場合において、同一の世帯から幼稚園等に在園している幼児が2人以上であるときにおける私立幼稚園に在園している次年長者である幼児	(1) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を有しない場合において、同一の世帯から幼稚園等に在園している幼児が3人以上であるときにおける私立幼稚園に在園している最年長者及び次年長者以外の幼児			
(1) 私立幼稚園に在園している幼児が1人である場合における当該幼児				(2) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有している場合において、次のいずれかに該当する者	(2) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を1人有している場合において、同一の世帯から幼稚園等に在園している幼児が2人以上である場合における私立幼稚園に在園している最年長者以外の幼児			
(2) 同一の世帯から幼稚園等に在園している幼児が2人以上である場合における私立幼稚園に在園している最年長者である幼児				ア 私立幼稚園に在園している幼児が1人であるときにおける当該幼児	(3) 小学校1年生、2年生又は3年生の兄又は姉を2人以上有している場合における私立幼稚園に在園している幼児			
				イ 同一の世帯から幼稚園等に在園している幼児が2人以上である場合における私立幼稚園に在園している最年長者である幼児				
IV	19歳未満の扶養親族の人数に応じ、当該年度分の市民税所得割課税額が基準額の額に掲げる金額以下の世帯（以下「第IV階層」という。）	19歳未満の扶養親族の数		基準額				
			16歳未満の扶養親族の数	16歳以上19歳未満の扶養親族の数	市民税所得割課税額			
		1人	1人	0人	191,400円		—	
		2人	1人	1人	198,600円		—	
			2人	0人	211,200円	92,500円	—	
		3人	1人	2人	205,800円		—	
			2人	1人	218,400円	92,500円	—	
			3人	0人	231,000円	92,500円	154,000円	
		4人	1人	3人	213,000円		—	
			2人	2人	225,600円	31,100円	92,500円	
			3人	1人	238,200円	92,500円	154,000円	
			4人	0人	250,800円	92,500円	154,000円	
		5人	1人	4人	220,200円		—	
			2人	3人	232,800円	92,500円	—	
			3人	2人	245,400円	92,500円	154,000円	
			4人	1人	258,000円	92,500円	154,000円	
			5人	0人	270,600円	92,500円	154,000円	
		V	第I階層、第II階層、第III階層及び第IV階層のいずれにも該当しない世帯			—	77,000円	154,000円